会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第2回みよし市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成30年12月13日(木)午後2時~午後2時35分
開催場所	みよし市役所3階 研修室1
出 席 者	天石 惇郎 (会長)、野崎 又嗣 (職務代理者)、西田 基、日 比野守道、木戸 功男、山内なほみ、奥村 昌代 (事務局) 小野田福祉部長、太田福祉部次長、小野田保険年金課長、浅 井副主幹、山内主事
次回開催予定日	平成31年1月
問 合 せ 先	保険年金課国保担当 浅井、山内 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス <u>hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp</u>
下欄に掲載するもの	議事録全文 要約した理由 議事録要約
審 議 経 過	 あいさつ 平成31年度みよし市国民健康保険税の税率について その他

保険年金課長

1 あいさつ

ただいまより「平成30年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。

本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご 了承をお願いします。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。 はじめに天石会長より、あいさつをいただきたいと存じま す。

天石会長

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また日頃は、国民健康保険制度に対してご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 皆様もご存知のとおり、本年度国民健康保険事業が県単位 化となり、標準税率が県より示されるようになりました。

事務局からの話では、県が11月に示した、仮算定でのみよし市の標準保険税率は、昨年度同様に現在の税率と比べ、高い税率となっているそうです。この標準保険税率は、「市が支払う納付金の財源を確保するためには、この位の税率で保険税を徴収しなさい」という目安の税率で、この税率より低い税率を設定していると、その不足分について、一般会計から補てんしなければなりません。

昨年度の当協議会の答申では、被保険者の急激な負担増に ならないよう激変緩和に配慮しながら、一般会計からの法定 外繰入を削減できるように7年かけて標準保険税率に近づけ ていく形でのものを作成しました。

さて、本日は、こういった背景を踏まえ、31年度以降の保険税のあり方として、具体的な税率等について協議をいただきます。これは、被保険者の負担等に直結する重要な会議となりますので、委員の皆様におかれましては慎重な協議をお願いし、私のあいさつとさせていただきます。

保険年金課長

ありがとうございました。

なお本日は、島委員、芳賀委員、加藤委員、近藤委員、久 野委員が所用により欠席されていますのでご報告させていた だきます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の 規定により会長が議長を務めることになりますので、天石会 長よろしくお願いします。

天石会長

規定により議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告 をいたします。

本日の出席者は7名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本委員会は成立しています。

はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと存じます。

山内委員と奥村委員を議事録署名者に指名しますのでお願い

します。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の山内主 事にお願いします。

それでは議事に入ります。

(次第2)協議事項の「平成31年度みよし市国民健康保険税の税率について」、事務局より説明をお願いします。

2 平成31年度みよし市国民健康保険税の税率について それでは、2 協議事項の平成31年度みよし市国民健康保 険税の税率について、ご説明いたします。

前回、市長より当協議会に対し、「平成31年度みよし市国民健康保険税のあり方について」の諮問を受けました。今回は、平成31年度の本市における国保税率の見直しの具体的な方向性についてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

資料1の1ページをお願いします。ここに、「本市の国民健 康保険の現状」を説明しています。

まず、「国民健康保険税と保険給付費」の推移です。内容は、ほぼ前回もご説明したとおりですが、概要を申し上げますと、近年、他保険への加入による国保被保険者数の減少とともに、被保険者からいただく国保税の額も減少傾向であります。その一方で1人あたりの医療費は増加傾向にあります。

これを数字で説明していますので、A3の資料2の1ページをご覧ください。

- 1 「被保険者数の推移」について、年々減少しています。 平成28年度から29年度は1年間で、528人減少しています。
- 2「保険税額の推移に」については、全体調定額については、平成30年度は29年度に比べ増えていますが、30年度は、年度途中の数字であり、今後も被保険者の減少により、毎月100万円程度減少しますので、最終的には、平成29年度より低い額になると思われます。なお、税率改正等により1人当たりの調定額は、29年度、30年度ともに上がっています。
- 3保険給付費の推移については、全体額は、被保険者数の減により減少していますが、一人あたりについては、医療の高度化、高額化などにより上がっています。

資料1にお戻りください。

次に、2番目「国民健康保険の県単位化と標準保険税率」 についてです。

本年度からは、県が県内市町村の国保財政を一括管理する 県単位化が始まり、各市町村は県から示される標準保険税率 を参考に税率を定め、徴収した保険税を財源にして、県に納 付金を納めるわけですが、今年、11月に、県が仮算定として 示した標準保険税率は昨年度同様に現在の本市の税率よりも 高いものとなっています。こちらにつきましても、資料2の 1ページをご覧ください。

右側の4 標準保険税率の算定、本算定とみよし市の税率 比較です。昨年度は、一番左の列の2段目の②の平成30年度 標準税率仮算定を基にして、⑥の30年度税率を設定しました。 ⑧が今年11月に示された、31年度の標準税率となります。⑨ の一番右列2.69、5,325円、107円が標準税率と本年度税率と の差となります。③の一番右列3.46、6,674円、1,019円が昨

事務局

年度の示された標準税率と昨年の市の税率との合計の差になりますので、昨年度の差と比べると、本年度税率を引き上げたことや、県が仮算定時には、参入できる公費を入れずに計算しましたが、本年度の仮算定は、既に公費を入れて計算していることにより、仮算定での標準保険税率と市の税率との差が小さくなっています。

資料1にお戻りください。次に、3番目「愛知県国民健康 保険運営方針」についてです。

昨年度に愛知県は、県単位化に移行するために、県の運営 方針を策定しました。その中で、市町村の法定外繰入れをし ている赤字解消について、目標年次を踏まえ計画的に保険税 率を適切な水準に近づけていくことにより、赤字の計画的 段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税 負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納 得と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減をすす めていくものとするとしています。

では、1ページおめくりください。

「一般会計からの法定外繰入」についてです。先ほども法定外繰入について触れましたが、国民健康保険事業は、法律に基づき国民健康保険税、県の交付金、市の一般会計からの法定繰入をして運営しますが、それだけで不足する場合に、一般会計からの法定外繰入金で補てんします。

先程述べたように県の運営方針では、これについて、解消 削減するようにしています。こちらについても、A3の資料 2の1ページをご覧ください。

5 一般会計繰入金についてです。左から基金の繰入金、 基金は国民健康保険特別会計の貯金になります。

次に一般会計法定繰入金、国保を運営するのに認められている繰入です。次に一般会計法定外繰入金、本来は認められていないが、財源の不足分を解消するために繰入れているものです。法定外繰入金は前年度の繰越金いわゆる余剰金により、大きく影響します。平成29決算、30予算で法定外として約1億7、8千万円、被保険者1人あたり、約1万7、8千円の繰入額となっています。

先ほどお話ししたように、県は、このような財源補てんの ための一般会計からの法定外繰入の削減を求めています。

資料1にお戻りください。次に「保険税率の改正状況」に ついてです。

最近の国民健康保険の改正状況については、平成29年度に 所得割、均等割、資産割、平等割の4方式であったものを、資 産割を無くした3方式に改正しました。

平成30年度の改正では、県から標準税率が示され、法定外 繰入の削減をするために、それに近づける必要がありますが、 一度に近づけると、被保険者に急激な負担増となるため、7 年間かけて標準税率に近付ける形での税率改正としました。

これらのことから、「保険税率見直しの留意点」としまして、昨年度同様に国保税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないように十分配慮するとともに、計画的に一般会計からの法定外繰入の削減を進めていく必要があります。

それでは、A3資料2の2ページをお願いします。

2 平成29年度の当協議会 答申の附帯意見です。6つの付帯意見の中の1,2が今回の税率を設定する上での項目となります。

1が、標準税率を考慮すること。

2が、被保険者の急激な負担にならないように、計画的に一般会計からの法定外繰入れを削減することが出来るような税率設定をすることです。

これを踏まえながら、今回の見直しについて検討していただくわけですが、ここで大きなポイントとなるのが 次の3「基本的な考え方」の見直しのポイント3、4となります。この2つのポイントは、先程から説明しているように、3では、県の運営方針では、短期間で急激な被保険者の負担増にならないよう、計画的に標準税率に近づけていき、法定外繰入れの解消 削減をすすめていくこととしていること。4では、その運営方針を踏まえ、昨年度の当協議会の答申で、7年間かけて標準税率に近付けていくこととしたことです。

事務局としましては、右の比較検討の詳細案にあります、 3つの案を示させていただきたいと思います。

案1は、31年度は改正をせず、据え置きとする案、案2は、 31年度の改正で県が示す標準税率と同程度とする案、案3は、 31年度から36年度の6年間で同程度とする案としています。

ただし、県から示される標準税率は毎年見直されるため、 その税率が大きく変わった場合は、この期間の延長 短縮も あり得ます。

3ページをご覧ください。

4 平成31年度 税率改正検討表です。一番上段の表が平成29年度と30年度税率の比較です。右の網掛け部分の計でみると、所得割が7.58%から8.06%で0.48%の増、均等割が39,700円から40,500円で800円の増、平等割は計での変更はありません。

計の右、モデル世帯での年税額ですが、モデル世帯とは、本年度の平均的世帯を使用しており、所得割の算定基礎となる世帯の賦課所得145万円、被保険者2人世帯で1人は介護分が賦課されない人です。

モデル世帯の年税額211,400円から219,600円で8,200円、3.9%の増となっております。

1段下の表については、今年11月に示された標準税率ですが、先程説明しましたので説明を省略させていただきます。 その次の表からは、事務局がお示しする3つの案について試算した表となっております。

案1では、平成31年度は、税率改正を行わない場合の表です。被保険者の負担増はありませんが、法定外繰入れの削減ができません。

案2は、31年度で標準税率に近づけた場合です。

モデル世帯では、46,600円で21.2%の増となります。法定外繰入の削減は出来ますが、被保険者の急激な負担増となります。

案3は、数年かけて標準税率と同程度にした場合で、平成29年度国民健康保険運営協議会答申に基づき、現行税率と標準税率との差を平成30年度から平成36年度までの7回で均等に近付けていくものです。平成30年度に既に改正をしているので、残り6回で標準税率に近付ける形での改正となります。

平成31年度の改正で、計の部分ですが、所得割8.50%で0.4 4%増、均等割り41,200円で700円増、平等割は医療分、後期分、介護分での増減はありますが、計での増減はありません。モデル世帯での年税額は227,000円で、7,400円、3.4%の増となります。

先程説明しました、一番上の表の3段目平成29年度と30年度の差の計の部分で、所得割0.48%増、均等割800円増、平等割は増減無く、モデル世帯の年税額で8,200円、3.9%の増でしたので、若干上げ幅は下がった形となりますが、ほぼ、近い形となっています。

4ページには過去の税率見直しの状況を示した表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。

天石会長

事務局から説明のありました件について、ご質問、ご意見 等ありましたらお願いします。

ただいまの事務局のご説明で、後期高齢者医療への移行や被用者保険に加入することにより、国民健康保険の被保険者数が減少し、国民健康保険税の総収入が減っているにも関わらず、医療の高度化に伴い一人あたりの医療費が増加し、税率が増えていることがわかります。

また、資料2の1ページ5 (一般会計繰入金) に記載されているように、法定外一般会計繰入金の1億8千万と、基金の繰入金が1億6千万、この2つが保険税等だけでは足りていないため繰り入れをしています。

大変厳しい状況というのが説明でわかりました。

県はなるべく早く標準税率に近付けなさいという考え方ですが、3ページ案2に記載されているとおり、一気呵成に引き上げてしまったら、モデル世帯で21.2%、41600円保険税が増加します。昨年度、私たちは激変緩和のため、7年かけて標準税率に近づけるという答申をしました。それに基づき作成された案が案3です。

要約するとこのような話でしたが、みなさんご意見ご質問はありますでしょうか。

(質疑・意見なし)

天石会長

参考までにお聞きしますが、事務局としては、税率の見直 し案については、どの案が適当であると考えていますか。

事務局

事務局としましては、県の運営方針で「被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮しながら、計画的に保険税率を適正な水準に近づけ、赤字の解消に努める、」と示していることや、昨年度の答申内容に沿った平成31年度から平成36年度までの6年間で均等に標準税率に近付けていく形としている第3案が適当であると考えております。

天石会長

ただ今、事務局からは 案3案が適当であるのではないか との説明がありましたが、このことを含め、ご質問、ご意見 等がありましたらお願いします。 (質疑・意見なし)

天石会長

では、ここでお諮りします。

ただ今、事務局より提案のありました、平成31年度みよし 市国民健康保険税の税率についての改正(案)につきまして、 案3を承認することでご異議はありませんか。

(異議なし)

天石会長

では当委員会では案3を承認することと決定いたします。 続きまして、その他について、何かありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局

3 その他

今回、国保税の見直し案について、ご審議、ご決定いただいた内容をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいりますが、1月中旬に本算定での標準保険税率が示される予定ですので、間にあえば、そちらの税率を基準として微調整した答申案にて、第3回目の運営協議会にて協議していただきたいと思います。

また、間もなく国の方から来年度における税制改正の内容が発表されることと思われます。その中で国保税に関連する改正があった場合は、次回の運営協議会において、その点にかかる見直しをご検討いただくことになると思いますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

天石会長

次回の予定はどうなっていますか。

保険年金課長

次回の会議は平成31年1月30日(水)午後2時から予定しております。正式なご案内については、後日送付させていただきますので、よろしくお願いします。

天石会長

この時までには先ほど事務局から確定案が示されますか。 今日お示ししたのは仮ということなので。

事務局

今日お示しした税率は、仮算定の標準税率を基にしたものであり、本日は、標準税率に6年かけて近付けるという方向性を決めていただきました。県から1月上中旬に本算定の数字が示される予定ですので、その税率を基に、微調整をした上で答申案を作成させていただきたいと思います。

天石会長

それでは次回最終案をお示ししていただけるということですね。

事務局

はい。

木戸委員

ひとつよろしいですか。これで保険税の方針案については 決定したわけですが、特定健診の受診率はどうなっています か。国の目標は60%とも聞いているが。 事務局

受診率はだいたい36%くらいです。

国の方が目標値として60%を示しており、みよしは低いほうですが、なかなか60%という目標を達成している市町村はなく、国が示している目標値とはかけ離れている状況です。

木戸委員

赤字を埋めるというのは、特定健診をやっていかなければ、 到底追いつかないですよね。

事務局

特定健診をすすめて、早い段階で病気を見つけて治療していくと医療費の削減につながります。昨年度の答申でも付帯意見で特定健診をあげておりますので、2ページの2番の6 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率の向上に、一層努められたい。」ということで載っております。

今年もまた未受診者へ受診勧奨の電話をしていますが、なかなか数字に表れないという結果がありますが、これからも色々な方法により受診率向上に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

天石会長

以上で本日の予定を全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたる慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。事務局にお戻しします。

保険年金課長

ありがとうございました。以上をもちまして「平成30年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。